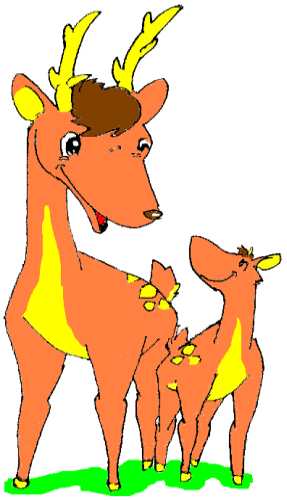
第３部　新座市歯科口腔保健推進計画



第１章　総論

１　計画策定の趣旨

歯と口腔の健康を保つことは、おいしい食事や会話を楽しむことを可能にし、豊かな生活を送るための基本となります。また、歯と口腔の健康づくりは、むし歯や歯周病の予防のみならず、糖尿病を始めとする様々な生活習慣病の予防、高齢者の介護予防など、全身の健康づくりにも重要な役割を果たします。

そのため、国では平成２３年８月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定し、埼玉県でも、県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とした「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」（平成２３年１０月施行）を制定しています。

新座市においては、平成１７年３月に策定いたしました新座市健康づくり行動計画「元気の出るいきいき新座２１プラン」に基づいて、子どものむし歯予防の推進及び成人の歯周病予防の推進に取り組んでまいりました。

その後、平成２５年４月には、国及び埼玉県等の動向を受け、本市でも、より市民の実情に密着した施策を展開し、更なる健康の保持及び増進を図るために、歯科を始めとする口腔の健康に関する「新座市歯科口腔保健の推進に関する条例」を制定しました。

この計画は、現行の「元気の出るいきいき新座２１プラン」が平成２６年度末をもって計画期間が終了するため、「新座市歯科口腔保健の推進に関する条例」第９条に基づき、市民の歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「新座市歯科口腔保健推進計画」を策定するものです。

２　計画の位置付け

この計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」第１２条第１項に規定する国が定める基本的事項及び第１３条第１項の都道府県が定める基本的事項を勘案し、同法第３条第２項に基づく地方公共団体の責務として、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に実施するために、方針、目標、計画その他の基本的事項を定めたものです。

なお、健康増進法第８条第２項に基づく市町村健康増進計画である「第２次いきいき新座２１プラン」の歯科保健分野に該当する個別計画となります。

３　計画の期間

平成２７年度から平成３６年度までの１０年間とします。なお、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

４　計画の基本理念

《テーマ》

にっこり　笑える　すてきな歯

《計画目標》

誰もがおいしく食べ　いきいき話し　歯っぴーな生活を送る

（１）市民は歯科疾患予防に向けた取組を行い、歯科疾患の早期発見・早期治療を行う。

（２）乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進する。

（３）保健、医療、福祉、労働衛生及び教育その他の関連分野との連携を図り、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進する。

ライフステージごとの目標

ライフステージ	目　　標
妊娠期	歯周病予防
乳幼児期　【０～５歳】	乳歯のむし歯予防 咀嚼（そしゃく）習慣の育成
学齢期　　【６～１８歳】 （小学校期、中学・高校期）	永久歯のむし歯予防 歯肉炎予防 咀嚼習慣の育成
成人期　　【１９～６４歳】 （青年期、壮年期）	永久歯のむし歯予防 歯周病予防 健康維持
高齢期　　【６５歳以上】	口腔機能の維持

第２章　計画の内容

１　ライフステージごとの取組

（１）妊娠期

事業名	実施内容	担当課
パパママ学級	「妊娠中の歯の衛生」をテーマに歯科衛生士による講義及び指導	保健センター
成人歯科健診	妊産婦の歯科健診（１８～３９歳）	

妊娠期は、口腔衛生状態が悪化し、妊娠中はむし歯や歯周病になりやすくなります。女性ホルモンの増加により、歯周病菌が増加しやすい上に、妊娠中の免疫力が低下し、歯肉炎になりやすくなります。また、つわりの影響で、食生活が不規則になりがちです。

妊娠中の歯科保健に対する意識が乳幼児の口腔状態に大きな影響を及ぼすこと、歯周病（菌）により早産のリスクが高まること、胎生７週から歯の形成が始まることなどから、この時期は、妊婦自身や胎児のために歯科保健への意識を高めることが重要です。

課題
・　妊娠関連歯肉炎・むし歯の予防 ・　母体及び胎児の発育のため、必要な栄養の摂取（食育）

取組		
市　民		・　母子健康手帳を活用する。 ・　フッ化物入りの歯磨剤を使用する。 ・　定期的な歯科健診と歯磨き指導を受ける。 ・　つわり時の洗口液やガムの活用 ・　健康な口につながる飲食習慣の理解 ・　カルシウム不足を補い、バランスのよい食事を心掛ける。
地域等	事業者	・　食後の歯磨きを推進 ・　歯科受診しやすい環境をつくる。 ・　母親のむし歯リスクの理解と改善
行　政		・　歯科指導を受ける機会を設ける。 ・　歯科健診を受ける機会を設ける。

項　目		平成２５年度 現状値	平成３６年度 目標値
１	パパママ学級（歯科指導講座）の参加者数	８５人	１００人
２	妊婦の成人歯科健診受診者数	未把握※	増やす

※平成２６年度からは、問診票に項目を追加したため、妊婦の成人歯科検診受診者数の把握が可能になりました。

（２）乳幼児期

事業名	実施内容	担当課
乳幼児相談	毎月１回、体格測定・育児・栄養・歯科相談	保健センター
１歳６か月児健診	健診・歯科健診・歯科指導	
２歳児歯科健診	希望者に歯科健診・歯科指導・フッ化物塗布	
３歳児健診	健診・歯科健診・歯科指導・フッ化物塗布	
親子歯科健診	対象：５歳児 協力歯科医院にて、歯科健診・歯科指導・フッ化物塗布	

- 哺乳することで、あごや口の正常な発達が促進される。
- あごや口の成長に合わせて食べる機能を獲得する。
- ３歳頃に乳歯が生え揃う。
- 第一大臼歯（だいきゅうし）（６歳臼歯）が生え始める。

現状　出典：保健センター調べ

■　むし歯保有率は１歳６か月児については横ばいですが、３歳児は年々減少し、改善傾向にあります。（図１）

■　３歳児の状態は、近年、県平均より良い状態が続いています。また、県の目標値（平成２７年）の８３％とほぼ同じ数値です。（図２）

■　親の仕上げみがきを実施していない割合が１歳６か月児では４％あり、不規則に甘い飲み物・食べ物を与えている場合も多く、正しい食生活への理解が重要です。（表１、表２）

■　本市における親子歯科健診の受診率は２３．５％と低く、３歳児健診以降に歯科健診を実施しない場合、小学校での定期健診までに期間が空いてしまうことから、就学前の歯科健診受診が重要です。（表３）

図１　新座市乳幼児歯科健診むし歯保有者率（％）

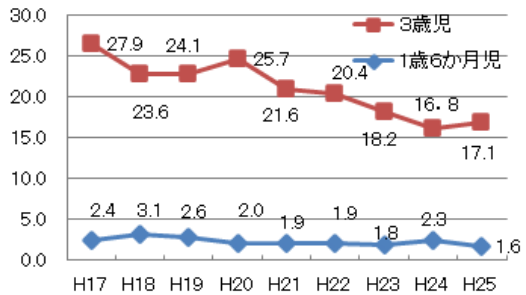


図２　３歳児むし歯のない児の割合（％）

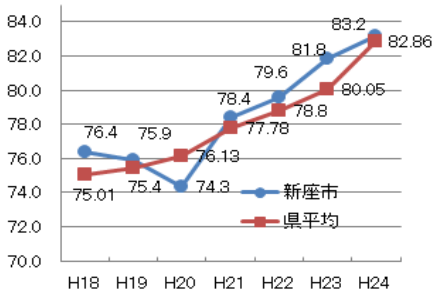


表１　親の仕上げみがきの実施（平成２４・２５年度合計）

区　分	あり	なし	不明
１歳６か月児（人）	2,655	111	13
割合（％）	95.5	4.0	0.5
３歳児（人）	2,825	47	2
割合（％）	98.3	1.6	0.1

表２　甘い飲み物・食べ物の摂取（平成２５年度）

区　分	飲み物		食べ物		
	はい	不い規い則え	規は則い的	不は規い則	いいえ
１歳６か月児（％）	40.5	59.5	10.5	11.9	77.6
３歳児（％）	53.1	46.9	27.4	27.5	45.1

表３　平成２５年度　フッ化物塗布実績

事業名	対象者（人）	参加者（人）	受診率（%）	フッ化物塗布実施者（人）	塗布率（%）※塗布実施者/参加者
1歳6か月児健康診査	1,411	1,362	96.5		
２歳児歯科健診	1,545※	447	28.9	444	99.3
３歳児健診	1,545	1,452	94.0	1,292	89.0
親子歯科健診（５歳児）	1,518	356	23.5	341	95.8

※２歳児歯科健診の対象者は、平成２５年４月１日時点の人口を基に算出しました。

課題
・　保護者による適切な歯科口腔衛生の管理 ・　育児に関わる人が、甘い食べ物や飲み物が歯に及ぼす影響等を理解し、発達にあわせた食育・生活習慣を実践

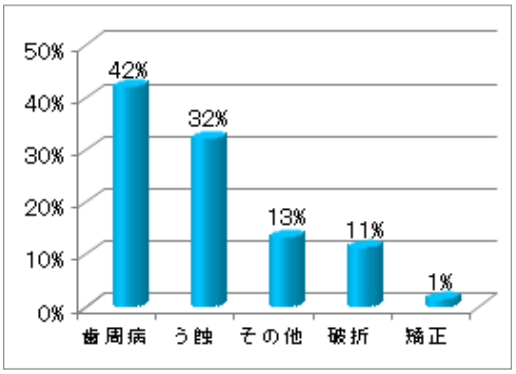
取組		
市　民 （保護者等）		○歯と口の健康を保つ ・　子どもの歯と口の現状やむし歯のリスクについて情報収集 ・　歯科保健指導を受け、歯科保健の知識を得て実践 ・　発育の状態に合わせた食育の必要性を理解し、実践 ・　毎日、大人が仕上げみがきをする。 ・　年齢に合わせてデンタルフロスや歯間ブラシを使用する習慣をつける。 ・　指しゃぶりなどの癖を理解する（幼児期）。 ○よい食生活の実践 ・　砂糖の少ないおやつを選ぶ。 ・　食事やおやつの間隔を空けて歯の再石灰化を促す。 ○歯科医療等業務従事者によるケアを受ける ・　フッ化物塗布を行う。 ・　かかりつけ医を持つ。
地域等	歯科医療等業務従事者	・　定期的な受診を勧奨する。 ・　フッ化物塗布、シーラント※などの予防処置を促す。
地域等	保健、医療、福祉及び教育関係者	・　定期的な受診を勧奨する。 ・　歯科保健教育の場を設ける。 ・　園での食後の歯磨きを実施する。 ・　保護者に向けて情報提供をする。 ・　発育に合わせた歯ごたえのある給食やおやつを提供する。
行　政		・　歯科健診・歯科指導を継続して実施する。 ・　フッ化物塗布を継続して実施する。 ・　歯科保健の面からの食育を勧める。 ・　保育園での歯科健診・歯科指導の実施

※シーラントとは、奥歯の溝をフッ化物の入った充填材で埋めることで、むし歯を予防する方法です。

項　目		平成２５年度 現状値	平成３６年度 目標値	出　典
１	１歳６か月児のむし歯保有者率	１．６％	１．５％	保健センター調べ
２	２歳児歯科健診の受診率	２８．９％	５０％	
３	３歳児のむし歯保有者率	１７．１％	１５％	
４	フッ化物塗布実施率 ※2 歳児・３歳児・５歳児合計 フッ化物塗布実施者数/参加者数	９２．１％	９５％	
５	親子歯科健診の受診率	２３．５％	５０％	

歯を失う原因

〈出展〉8020 推進財団・全国抜歯原因調査（平成１７年）



永久歯を失う原因の多くが歯周病とう蝕（むし歯）です。

８０２０達成のためには、**むし歯予防**と**歯周病予防**が重要です。



（３）　学齢期（小学校期、中学・高校期）

実施内容	担当課
学校保健法に基づく、歯科健診及び歯科指導の実施	学務課・指導課 ・市内小中学校
歯と口の健康週間に合わせ、各市内小中学校において、様々な事業を実施（例：むし歯予防等の標語づくり、むし歯予防劇、よい歯の表彰、歯磨きカレンダー、かむかむ給食等）	指導課 市内小中学校

- 乳歯から永久歯に生えかわり、１５歳でほぼ永久歯が生え揃う。
- 臼歯（奥歯）の生えかわりにより、一時的に咀嚼機能が低下する。
- 身体の成長・発達により、年齢が上がるごとに歯の外傷が増える。

現状　出典：学校歯科保健状況調査

■　６歳児（小学校１年生）のむし歯のない児の割合は、５２．５％でした。（表４）

■　１２歳児（中学１年生）のむし歯のない児の割合については、県の現状値（平成２３年）は６２．５％、目標値（平成２７年度）は６３．３％となっています。なお、新座市では平成２５年度は６５．９％と県目標値は達成されています。（表５）

■　国の具体的指標として、平成３４年度にＤＭＦ指数※１．０未満の都道府県を７都道府県から２８都道府県に増やすことを目標としています。なお、新座市では平成２４年度、２５年度ともに１．０未満を達成できています。（表６、表７）

表４　６歳児（小学校１年生）のむし歯のない児の割合（平成２５年度）

区　分	全　体	男	女
受検者数（人）	1,474	728	746
むし歯のない児（人）	774	376	398
割合（%）	52.5	51.6	53.4

表５　１２歳児（中学１年生）のむし歯のない児の割合（%）

区　分	全校
２４年度	60.0
２５年度	65.9

表６　１２歳児（中学１年生）の一人平均 DMF 歯数（本）

区　分	全校
２４年度	0.98
２５年度	0.90

表７　中学生の一人平均 DMF 歯数の推移（本）

区分	２２年度	２３年度	２４年度	２５年度
全校	1.46	1.29	1.24	1.13

※ＤＭＦ歯数とは、一人当たりのむし歯り患状況を示す指数です。（数値が小さいほど状態が良い。）

課題
《小学校期》 ・　歯肉炎の予防 ・　あごの発育 ・　永久歯のむし歯予防 ・　食後の歯・口の清掃の習慣化 《中学校期・高校期》 ・　正しい歯磨き習慣の実践 ・　歯周病の原因と予防方法の理解・実践 《共通》 ・　歯・口の外傷予防の必要性や対処方法の理解



取組		
市　民		《小学校期》 〇あごを鍛える ・　成長に合わせて噛みごたえのある食事をとる。 ・　口を閉じてよく噛んで食べる。 ・　一口に３０回以上噛むことを心掛ける。 《中学校期・高校期》 〇飲酒喫煙の歯科口腔衛生への影響を理解する ・　良い生活習慣を身につける。 《共通》 〇歯と口の衛生状態を保つ ・　フッ化物配合歯磨剤・洗口液の使用 ・　正しいブラッシングを身につける。 ・　定期的な歯科健診の実践 〇子どものＱＯＬ（生活の質）を高める習慣育成 ・　歯・口のけがを防ぐ。 ・　けがをした時に応急処置ができる（保護者を含む）。
地域等	歯科医療等業務従事者	・　定期的な受診を勧奨する。 ・　適切な歯科指導を行う。
	保健、医療、福祉及び教育関係者	・　歯科衛生教育 ・　飲酒喫煙の影響 ・　食育の推進
行　政		・　歯科健診・歯科指導を継続して実施する。 ・　噛みごたえのある給食を提供する。 ・　歯科口腔衛生への意識を高めるための啓発活動 ・　口腔保健向上のための環境整備

項　目		平成２５年度 現状値	平成３６年度 目標値	出　典
１	６歳児（小学校１年生）のむし歯のない児の割合	５２．５％	６０％	学校保健統計
２	12 歳児（中学１年生）のむし歯のない児の割合	６５．９％	７０％	学校保健統計

（４）成人期（青年期、壮年期）・高齢期

事業名	実施内容	担当課
成人歯科検診	歯科医師による検診、歯科衛生士によるブラッシング指導	保健センター
高齢者いきいき広場 健康教室	保健師、体育協会職員、歯科衛生士による転倒予防の体操と口腔機能向上などについてのワンポイントアドバイス	
健康まつり（歯科コーナー）	歯科医師による歯科相談コーナーを開設	
６５２５表彰	健康まつりの歯科コーナーで、６５歳以上で２５本以上自身の歯がある方を表彰	
特定保健指導	特定保健指導対象者への歯科講演、歯・口清掃法を指導	国保年金課
８０２０よい歯コンクール	８０歳以上で２０本以上自身の歯がある方を朝霞地区歯科医師会で審査、健康まつりにて表彰	朝霞地区歯科医師会（保健センター）

《成人期》

成人期は定期的な歯科検診を実施する機会が少ないことや、学校や仕事、家庭や育児が忙しい等で生活習慣の乱れが生じることから、個人の歯科保健に対する取組がおろそかになりやすい時期です。特に、歯周病は、４０歳では８割以上の方がかかっているといわれていることから、この時期の歯周疾患対策は重要です。

《高齢期》

６５歳以上になると、口腔機能が低下し、食品による窒息数も増加します。口腔機能は食べる以外にも、話す、表情、呼吸等の多くの機能を有しています。加齢による口腔機能の低下、薬の合併症等により、ドライマウス※や誤嚥性肺炎※の割合も増えてきます。

現状　出典：図３ 新座市成人歯科検診結果、図４～図６ 健康づくりに関するアンケート調査

■　６０歳代で２５本以上自分の歯を有する方の割合は成人歯科検診の結果７０．４％であり、国の健康日本２１の平成３４年度までの目標値である７０％を上回りました。（図３）

■　健康づくりに関するアンケート調査の結果、２０歳以上で歯科検診や治療を全く受けていない方は２７．５％でした。また、歯科検診や治療を受けていない理由として、「自覚症状が特にないため」と回答しました。（図４）

※　なお、歯周病は４０歳以上になると８０％の人がなっていると言われ、初期の歯周病は症状がほとんどないといわれています。自覚症状が特になくとも、定期健診を受ける必要があります。

図３　**６５２５達成割合**
（平成２４・２５年度）

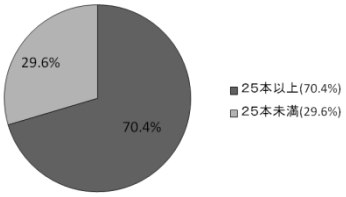


図４　**定期健診の受診について**

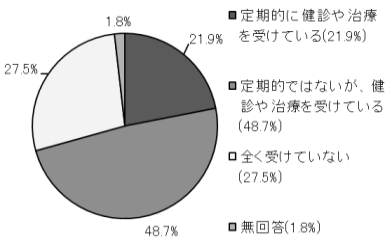
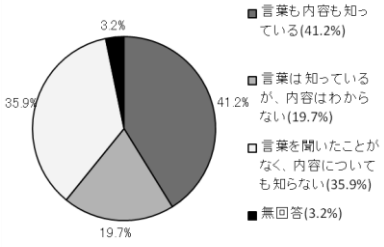


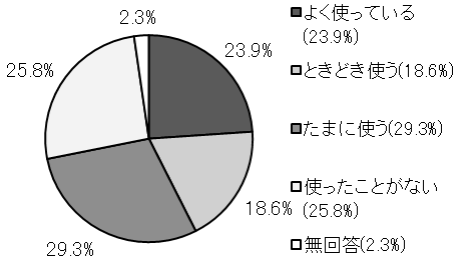
図５　**8020 運動周知度**



※　ドライマウス（口腔乾燥症）とは、唾液の分泌量の低下により、口腔内が乾燥する病気です。

※　誤嚥（ごえん）性肺炎とは、口腔内の汚れが誤って気管に入ることで、引き起こされる肺炎です。

図６　**歯間部清掃用具の使用状況**



課題
・歯周病予防の実践 ・定期的に歯科検診を受ける。 ・規則正しい生活を送る。



取組		
市　民		《成人期》 ・　ストレスの少ない生活を心掛け、規則正しい生活を送る。 ・　歯周疾患、生活習慣病との関連を理解し、禁煙する。 《高齢期》 ・　十分な量の食事を摂取する（必要な栄養素の摂取）。 ・　今ある歯を維持する。 ・　よく噛み、よく話し、口や舌の体操をして口腔の筋肉を維持する。 ・　義歯の手入れを行い、清潔が保持できる。 《共通》 〇歯と口の衛生状態を保つ ・　フッ化物配合歯磨剤・洗口液の使用 ・　正しいブラッシング等の歯・口清掃法を身につける。 ・　定期的な歯科健診の実践
地域等	歯科医療等業務従事者	・　定期的な受診を勧奨する。 ・　適切な歯科指導（歯間部・義歯の清掃）を行う。
地域等	保健、医療、福祉及び教育関係者	・　食後の歯磨きを推進する。 ・　歯科受診しやすい環境をつくる。
行　政		《成人期》 ・　成人歯科健診を継続する。 ・　必要時、個別指導を行う。 《高齢期》 ・　介護予防事業を推進する。 ・　口腔機能の維持・向上について、普及啓発を行う。

項　目		平成２５年度 現状値	平成３６年度 目標値	出　典
１	６５２５達成者の割合	７０．４％	８０％	保健センター調べ
２	成人歯科健診の受診者数	３０６人	４００人	保健センター調べ
３	歯科医院の受診率	７０．６％	８５％	アンケート
４	８０２０運動の周知度	４１．２％	７０％	アンケート
５	歯間部清掃用具の使用率	７１．８％	８５％	アンケート

８０２０運動・６５２５運動とは…

８０２０運動とは、８０歳になっても２０本以上自分の歯を保持することを推進する運動をいいます。この運動は、平成元年に厚生労働省と日本歯科医師会が提唱し、広く呼びかけてきました。

２０本以上の歯があれば、ほとんどの食物を噛み砕くことができ、おいしく食べられると言われています。「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いをこめてこの運動が始まりました。また、新座市では、より目標を高く設定し、６５歳で２５本以上（６５２５運動）を目指しています。

生涯をとおして「誰もがおいしく食べ　いきいき話し　歯っぴーな生活を送る」ために、各ライフステージに応じた歯科保健への取組が大切です。

＜参考＞厚生省「成人歯科保健対策検討会中間報告」１９８９年（平成元年）―抜粋―

「残存歯数が約２０本あれば食品の咀嚼が容易であるとされており、例えば日本人の平均寿命である８０歳で２０本の歯を残すという、いわゆる８０２０運動を目標の１つとして設定するのが適切ではないかと考えられる。」

噛ミング３０をご存知ですか？

厚生労働省では、ひとくち３０回以上かむことを目標とした「噛ミング３０」運動を提唱しています。

よく噛んで食べるとこんな利点があります。

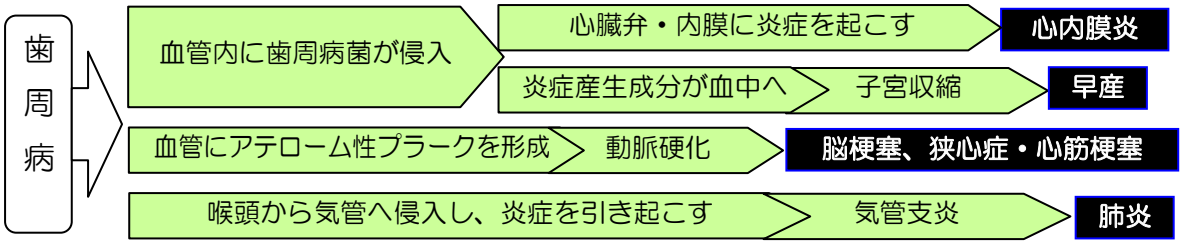
- 肥　満　防　止
- 食事の満足度の向上
- （小児期において）歯と口の発達促進
- （高齢期において）誤嚥や窒息の防止

など

「食べ方」に着目し、歯と口の健康から全身の健康を保ちましょう！

歯周病とは

歯を支える歯ぐき（歯肉）や骨（歯槽骨）が壊されていく病気です。歯の根の表面にあるセメント質と歯の周りにある骨との間に歯根膜という線維が繋がっていて、歯が抜け落ちないように支えています。むし歯は歯そのものが壊されていく病気です。歯周病は組織が壊され、最後には歯が抜け落ちてしまう病気です。歯周病は様々な病気になるリスクを高くします。



２　分野別施策の取組

（１）障がいのある人、介護を必要とする人等

事業名	実施内容	担当課
歯科健診（児童発達支援施設）	歯科健診、フッ化物塗布	障がい者福祉課

障がいごとに特有の問題、成長発育、加齢に伴い新たな機能障がいを生じることがあります。

要介護者はＡＤＬ（日常生活動作）や認知機能の低下により、セルフケアが不十分になりがちです。また、市内障がい者施設において、朝霞地区歯科医師会による歯科健診が行われています。

なお、在宅で生活している身体の不自由な方は、朝霞地区歯科医師会において訪問診療の相談を受け付けています。

【訪問歯科診療問合せ先】
朝霞地区歯科医師会

住所：朝霞市本町１－７－３
TEL：048-465-2244

取組		
市　民 （本人及び介護者）		• 家族やサービス担当者の支援を受けながら自身の口腔ケアを実践する。 • 家族又は介護者は、本人の状況に合わせ、毎日、口腔ケアを行う。 • かかりつけ医を決める。また、かかりつけ医が決まらない場合は、朝霞地区歯科医師会窓口や埼玉県障害者歯科相談医に相談する。
地域等	歯科医療等業務従事者	• 訪問歯科診療など、歯科受診をしやすい体制づくりを推進する。
	福祉及び教育関係者	• 介護職員が正しい口腔ケアの方法や重要性を理解する。 • 定期的な受診を勧奨する。
	事業者	• 定期検診を勧奨する。 • 食後の歯磨きを推奨する。
行　政		• 児童発達支援施設の歯科健診、フッ化物塗布の継続 • 障がい者、要介護者の口腔ケアの実態、受診状況を把握し、課題を明確にする。 • 知識の普及啓発を行う。

（２）休日歯科応急診療所

休日における市民の歯の応急診療を確保するために、朝霞地区歯科医師会の協力により、救急医療の一環として昭和５５年３月から新座市救急歯科応急診療所を開設し、運営しています。

新座市休日歯科応急診療所（新座市保健センター内）
〔診療日〕日曜日・祝日　〔診療時間〕９：００～１２：００（受付　１１：３０まで）
住所：新座市道場２－１４－４　　TEL：０４８－４８１－２２１１



《参考》平成２５年度診療日数：６９日
平成２５年度利用者数：２４８人（１日平均３．６人。他市利用者を含む。）

病態別利用者（重複あり）　（単位：人）

No.	区　分	２２年度	２３年度	２４年度	２５年度
1	歯根膜炎（per）	75	71	81	76
2	う蝕症(C)	55	75	95	59
3	脱離（脱落）	42	34	57	43
4	歯周炎（P）	41	44	35	42
5	歯肉膿瘍（GA）	19	21	21	18
6	歯髄炎（PUL）	39	24	22	14
7	智歯周囲炎（Perico）	18	15	13	9
8	破折	8	5	15	9
9	歯肉炎（G）	3	5	5	4
10	咬合性外傷	4	1	3	4
11	口内炎(Stom)	1	6	2	3
12	歯槽膿瘍（AA）	2	5	1	3
13	象牙質知覚過敏症（Hys）		1	1	3
14	義歯不適	6	2	5	2
15	残根（C4）	4	1	5	2
16	打撲	4	4	4	2
17	裂傷	2			2
18	脱臼	4	8	4	1
19	抜歯後出血			2	1
20	抜歯窩治癒不全	2	5	1	1
21	口腔褥瘡性潰瘍（Dul）		2	1	1
22	咬合異常（Mal）		1	1	1
23	顎関節症		2	1	
24	萌出性歯肉炎			1	
25	歯冠修復物不適		4		
26	外傷		3		
27	その他	11		7	5
計		340	339	383	305

取組		
市　民		・　定期受診し、症状がある時は早めに受診をする。 ・　休日歯科応急診療所の適正な利用を心掛ける。
地域等	歯科医療等業務従事者	・　市と連携・協力し、休日歯科診療所の運営を支援する。
行　政		・　朝霞地区歯科医師会と連携・協力し、休日歯科応急診療所を運営する。

（３）生活習慣から見た歯科保健

歯周病は、細菌により引き起こされる感染症ですが、日々の生活習慣が歯周病になる危険性を高めることから、生活習慣病でもあります。歯周病に罹患することで、様々な疾患を発症・悪化させる原因となります。また、歯周疾患を引き起こす因子の一つとされる喫煙は、口腔がんなどの原因とされています。喫煙は、成人のみならず受動喫煙により、全ての世代へ影響を及ぼします。

健康づくりに関するアンケート調査の結果から、喫煙習慣があると回答した方は２０％、食生活で心掛けていることがあると回答した方は７６．４％でした。また、口腔と全身の健康の関係について詳しく知っていると回答した方は２３．５％、内容は詳しく分からないが、聞いたことがあると回答した方は６３．５％でした。

メタボリックシンドロームの要件である、肥満・高血糖・高血圧の全てに深く関連しているのが食生活であり、バランスの取れた適切な食事を摂るためには、歯の健康にかかせません。

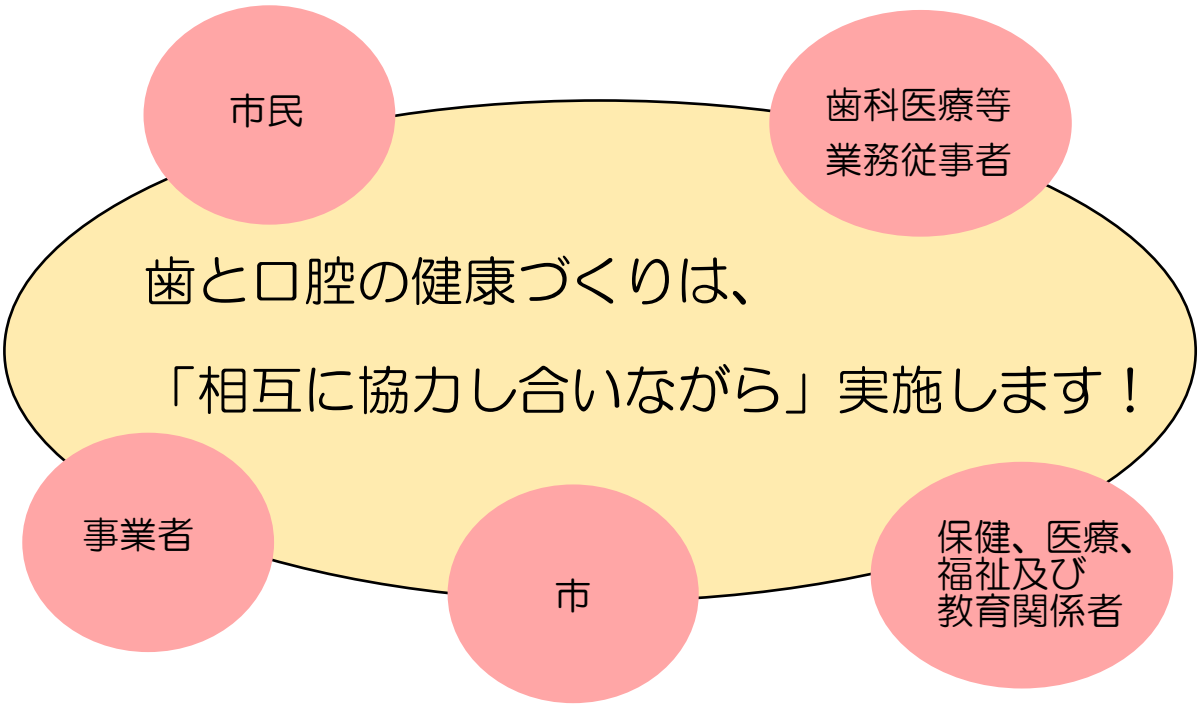
課題
• 歯周病予防から、全身疾患を予防 • 受動喫煙の防止と禁煙 • 食育の推進



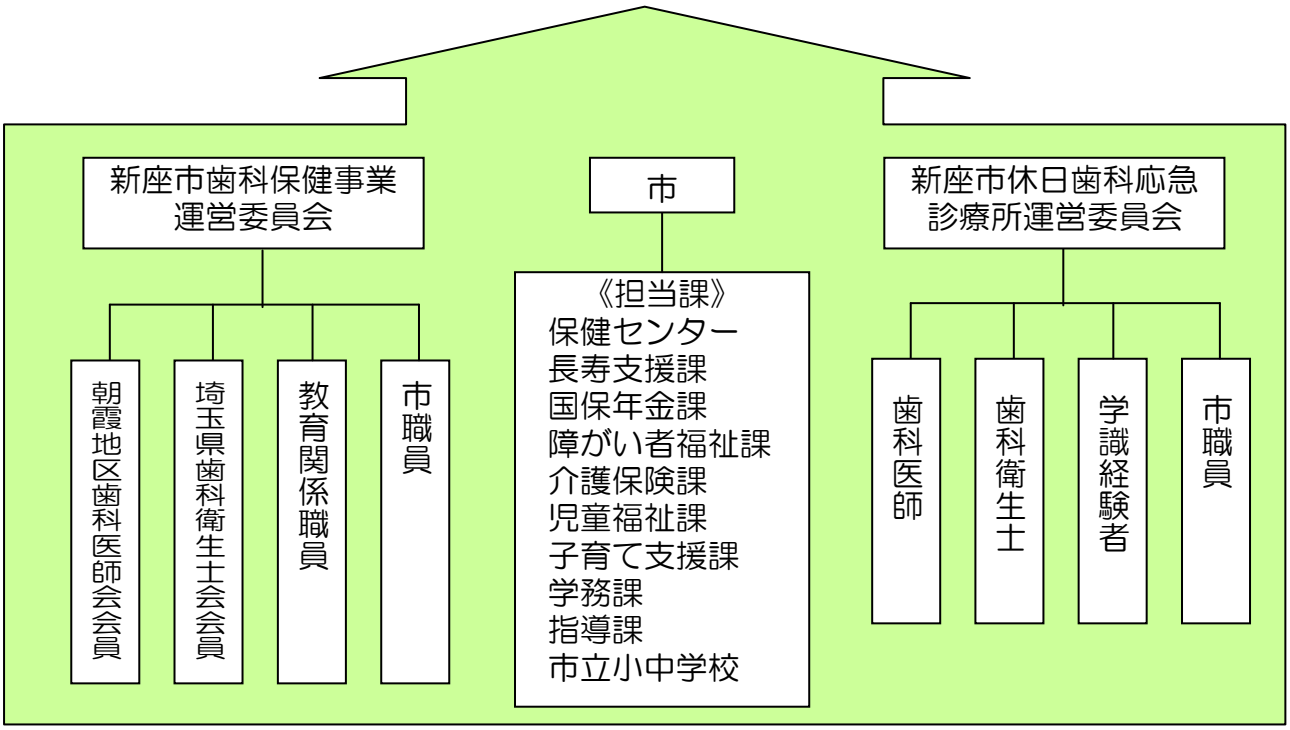


取組		
市　民		○生活習慣病予防 • 適正体重を維持する。 • 良い生活習慣（バランスの良い食事・運動・休養等）を身につける。 • 年１回、健康診査を受診する。 ○禁煙 • 禁煙外来、歯科の定期受診を行う。 ○歯と口の衛生状態を保つ • フッ化物配合歯磨剤・洗口液の使用 • 正しいブラッシング等の歯・口清掃法を身につける。 • 定期的な歯科健診の実践
地域等	歯科医療業務従事者	○禁煙 • 歯科保健指導を通じて、禁煙の動機付けを支援する。
	事業者	• 職場内で禁煙を推奨する。 • 生活習慣病の予防のため、休憩時間には体操等を行う。 • 医療機関と連携し、定期健診を行う。 • 健康診査の周知、受診勧奨を行う。
行　政		○生活習慣病 • 健康診査結果をいかし、継続的な健康管理ができるように支援し、特定保健指導対象者への歯科講演、歯・口清掃法を指導する。 ○禁煙 • 公共の場の受動喫煙の防止 • 健康相談・健康教育等のイベントにおいて情報提供を行う。

第３章　計画の推進体制



- 乳幼児期から高齢期のそれぞれの時期に応じた歯と口腔の健康づくり
- ６５２５運動及び８０２０運動の推進
- 障がい者や介護を必要とする者への適切な歯と口腔の健康づくり
- 歯科口腔保健の観点からの食育、生活習慣病予防等
- 科学的根拠に基づく歯と口腔の健康づくり
- 歯科口腔保健に関する情報収集及び普及啓発



第４章　関連資料

１　新座市歯科口腔保健の推進に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成２３年法律第９５号）に基づき本市が行う歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。第４条において同じ。）並びに保健、医療、福祉及び教育の関係者、市民並びに事業者の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

⑴　市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

⑵　乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

⑶　保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

（市の責務）

第３条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医療等業務従事者の責務）

第４条　歯科医療等業務従事者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（保健、医療、福祉及び教育関係者の責務）

第５条　保健、医療、福祉及び教育の関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において市民の歯科口腔保健を推進するとともに、相互に連携を図りながら、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、

定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。）を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めなければならない。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員の歯科に係る検診及び保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組の支援に努めなければならない。

（基本的施策）

第８条　市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる基本的な施策を計画的に実施するものとする。

⑴　乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健の推進に必要な施策

⑵　６５２５運動（６５歳で自らの歯を２５本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。）及び８０２０運動（８０歳で自らの歯２０本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。）の推進に必要な施策

⑶　障がい者、介護を必要とする者等に対する適切な歯科口腔保健の推進に必要な施策

⑷　歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推進に必要な施策

⑸　科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進に必要な施策

⑹　歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発に必要な施策

⑺　前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に必要な施策

（基本計画）

第９条　市長は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する基本的な計画を策定するものとする。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第１０条　市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。